

日豪EPA交渉における牛肉分野の合意内容

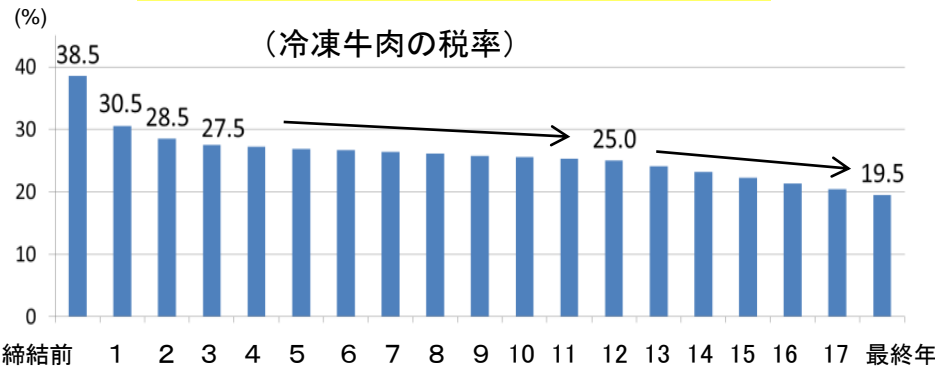
豪側の要求： 現行税率(38.5%)の撤廃ないし大幅な削減



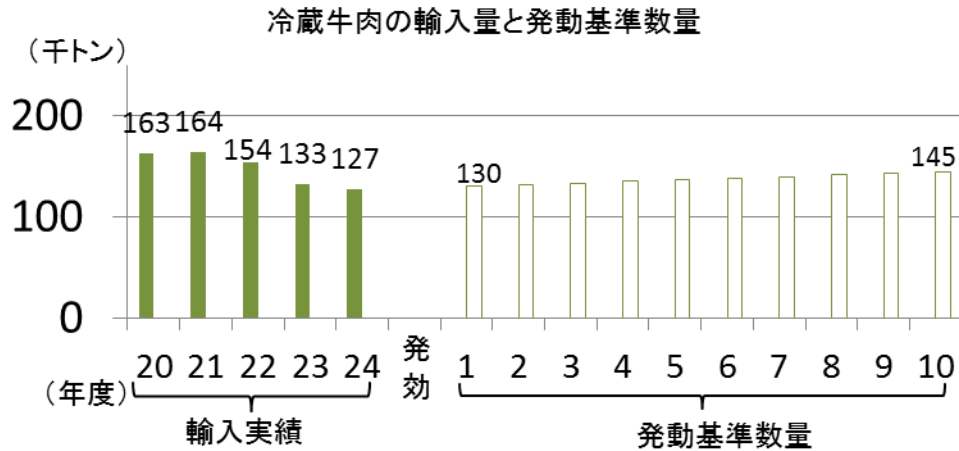
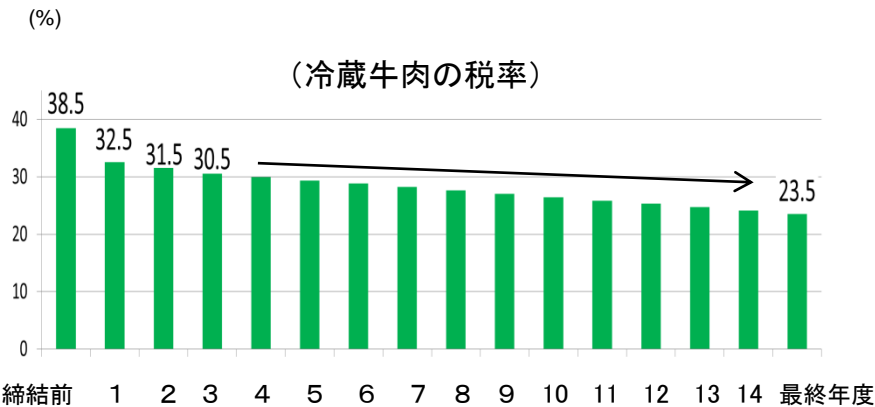
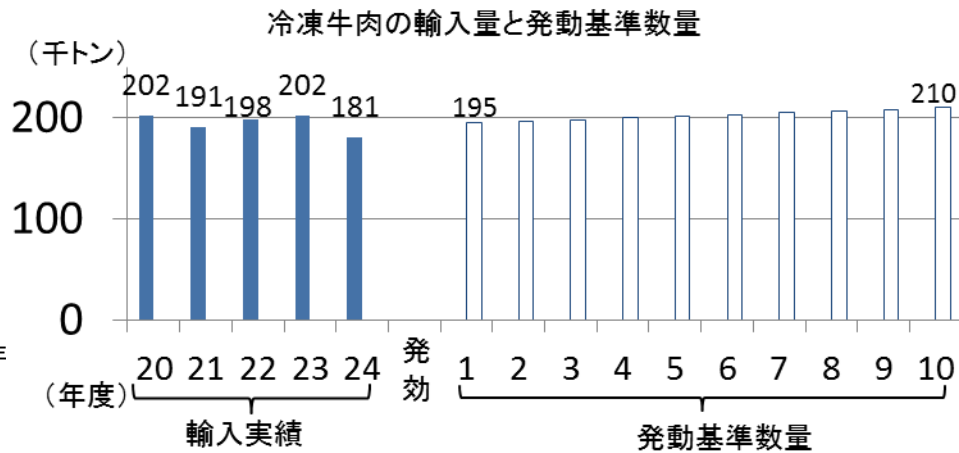
合意内容： 段階的関税削減 (冷凍)18年目に19.5%まで削減(約5割削減)
(冷蔵)15年目に23.5%まで削減(約4割削減)

※ 豪州からの輸入量が発動基準数量を超えた場合に税率を38.5%に戻す数量セーフガードを導入。

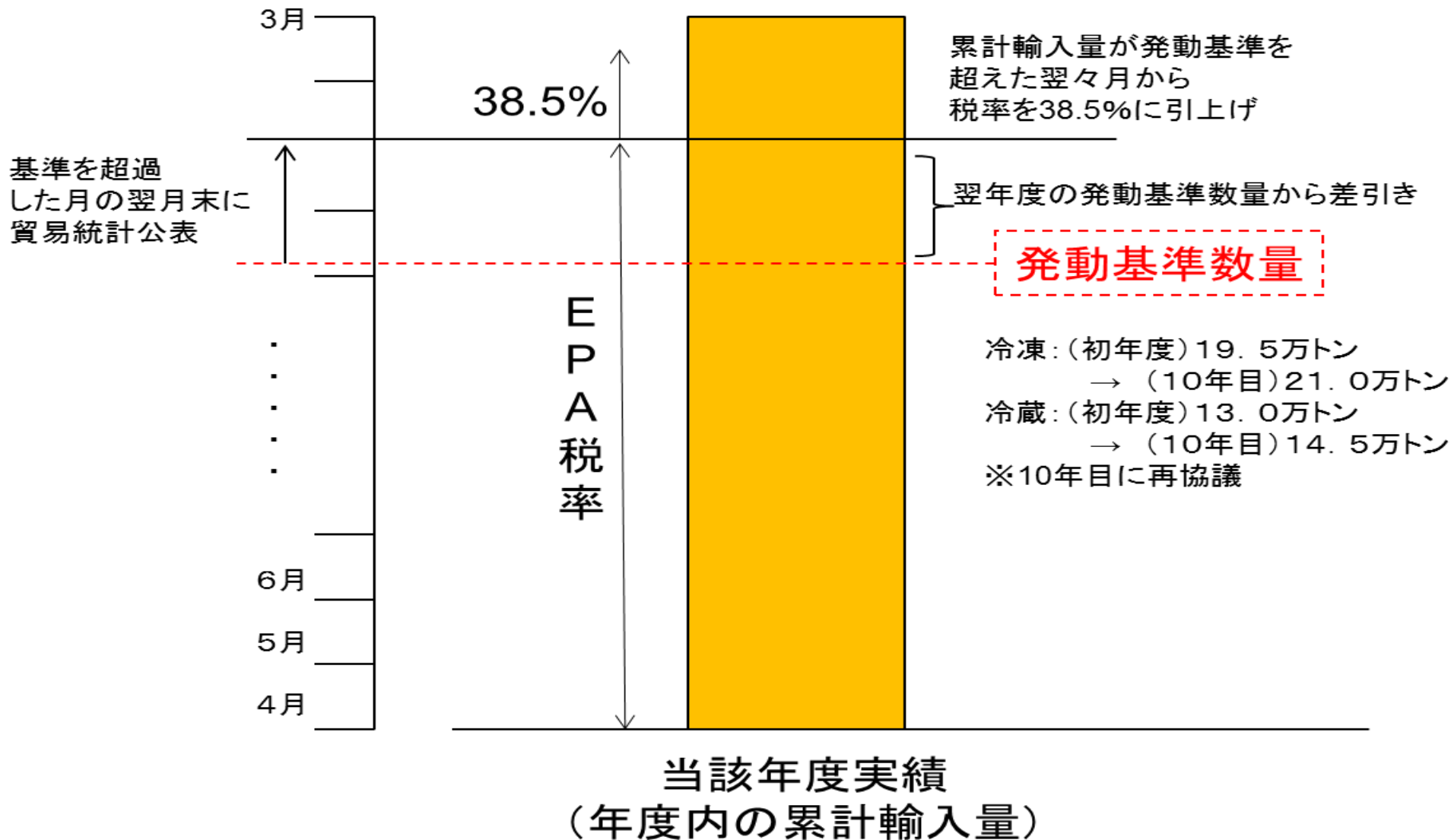
関税率は長期間かけて段階的に削減



低税率の適用は、近年の輸入量程度が上限



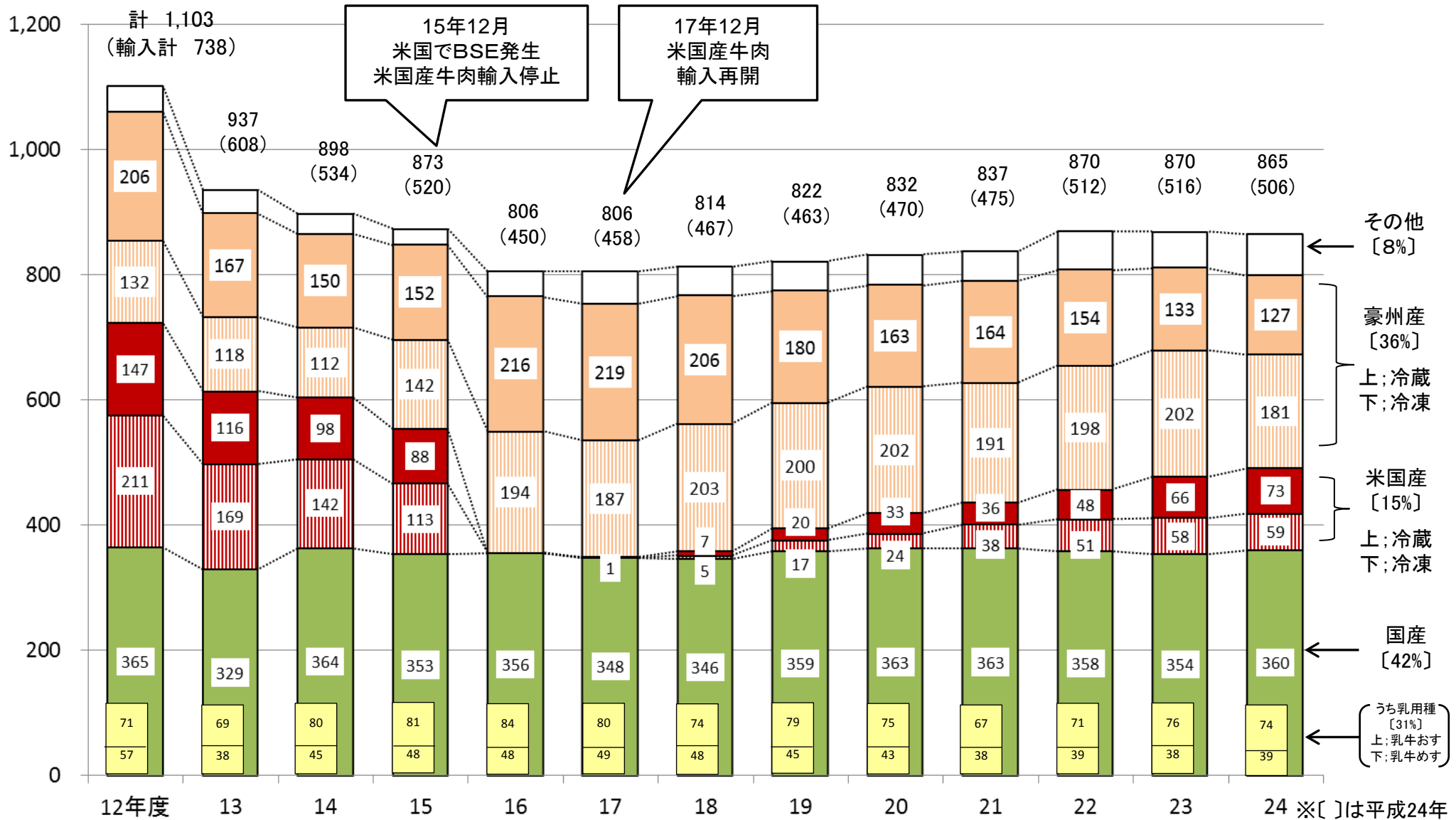
日豪EPA牛肉セーフガード措置の概要



牛肉の供給量

【12～24年度】

(千トン)

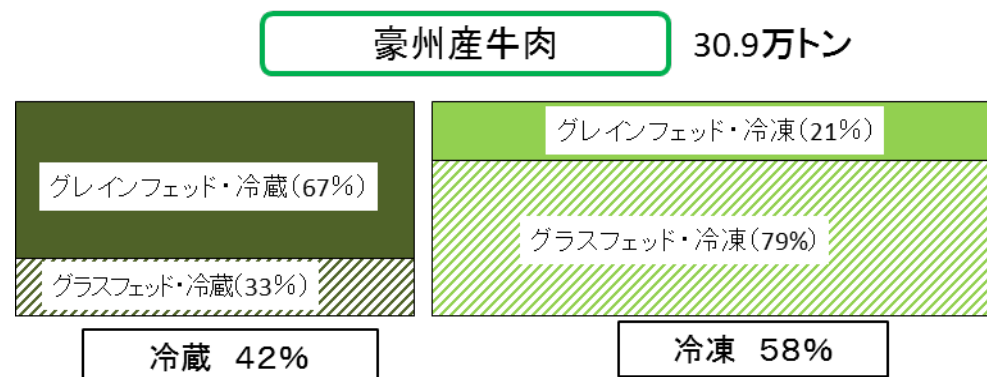
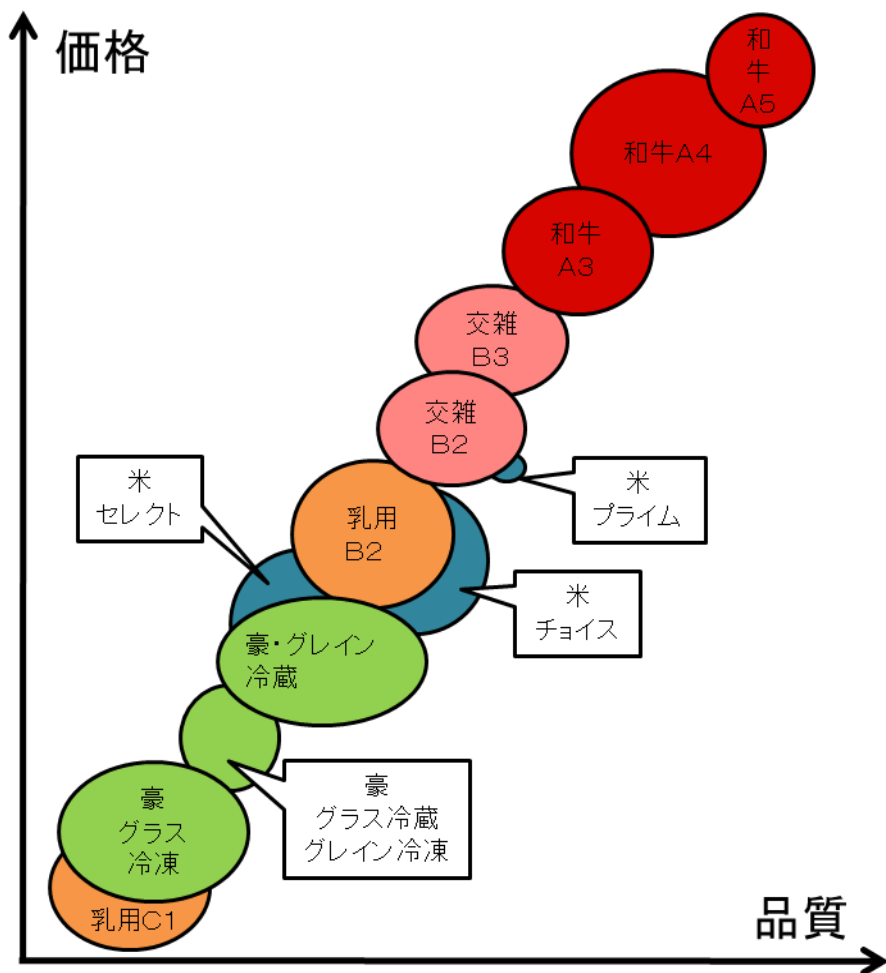


資料：農林水産省「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」
 注：数量は、部分肉ベースの値であり、輸入調製品は含まれていない。

※〔 〕は平成24年度の供給量に占める割合

豪州産牛肉の品質・価格

- 豪州から輸入される**冷蔵牛肉**は、穀物肥育(グレインフェッド)のものが約7割と多く、主に**米国産のチョイス・セレクト級と強く競合**。我が国の**乳用種B2**とも若干競合。
- 豪州から輸入される**冷凍牛肉**は、牧草肥育(グラスフェッド)のものが約8割と多く、**1等級の国産牛肉(乳用廃用牛)**と競合。



資料: MLA、業界聞き取り(米国産牛肉)
 豪州産牛肉の割合は2012年、それ以外は2012年度

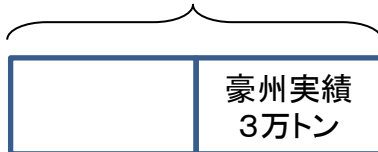
日豪EPAにおけるナチュラルチーズの合意内容の概要

① プロセスチーズ原料用



現状の制度

輸入枠6万トン(平成24年度)



- 輸入枠は、毎年度、国内需要見通しを勘案して設定(国別の枠は無い)
- 豪州からの輸入実績は約3万トン

関税割当数量:
6万トン(うち豪州からの輸入実績:3万トン)

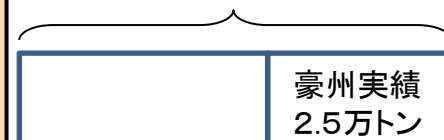
枠内税率:
無税(国産:輸入=1:2.5)

② シュレッドチーズ原料用



現状の制度

輸入実績8万トン(平成24年度)



- シュレッド原料用は、現在、関税割当制度は無く、一般税率で輸入
- 豪州からの輸入実績は約2.5万トン

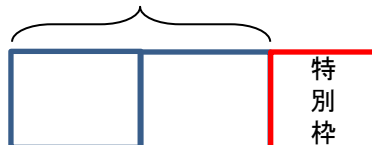
輸入数量:
8万トン(うち豪州からの輸入実績:2.5万トン)

税率:29.8%

現在のチーズ消費量:29万トン → 10年後:33万トン(4万トン増加)

合意内容の概要

輸入枠6万トン



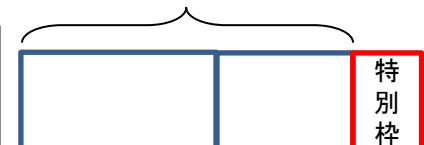
- 豪州には特別枠(2万トン)を割当
- 国産:輸入=1:3.5

関税割当の拡充

- 豪州の特別枠数量2万トン(20年間かけて4千トンから2万トンまで上げていく)
- 枠内税率:一定比率での国産品の使用を要件に無税

合意内容の概要

輸入実績8万トン



- 豪州の特別枠数量5千トン(10年間かけて1千トンから5千トンまで上げていく)
- 枠内税率:一定比率での国産品の使用を要件に無税

- 豪州には特別枠(5千トン)を割当
- 国産:輸入=1:3.5

その他の乳製品の現状について

品目	現在の関税率	国内の生産量 (平成24年度)	輸入量 (平成24年度)	うち豪州
ブルーチーズ	29.8%	5トン	900トン	0トン
プロセスチーズ	40%	11万トン	7,000トン	0トン
おろし及び粉チーズ	40%、26.3%	1,000トン未満	6,000トン	700トン
フローズンヨーグルト	26.3%、29.8%	国内生産はほとんど無い	200トン	10トン
アイスクリーム	21.0%、21.3%、29.8%	8万トン	9,000トン	800トン
無糖ココア調製品	枠内(1:2.6):無税 枠外:21.3%	6,000トン(粉乳)	枠内:1.2万トン 枠外:2.5万トン	枠内:2,000トン 枠外:4,000トン

注1:ブルーチーズの国内生産量は、平成19年度の数値

注2:アイスクリームの国内生産量は、約14万klをトン換算したもの

注3:無糖ココア調製品の抱き合わせ比率(1:2.6)は、国産粉乳:輸入無糖ココア調製品の比率

ブルーチーズ

【概要】

青カビによって熟成させたナチュラルチーズ。表面ではなく内部にカビを繁殖させるのが特徴。代表的なのはロックフォール(フランス)、ゴルゴンゾーラ(イタリア)、スティルトン(イギリス)であり、これらは「世界三大ブルーチーズ」と呼ばれている。なお、我が国で流通しているブルーチーズの殆どはEU産。



【主な用途】

直接消費用(そのまま食す)

プロセスチーズ

【概要】

ナチュラルチーズを粉砕、溶解及び乳化させたもの。

【主な用途】

直接消費用(そのまま食す)



おろし及び粉チーズ

【概要】

チーズを粉砕またはおろしたもの。

【主な用途】

パスタ、グラタン等にかけて食す、製菓等への風味づけ



フローズンヨーグルト

【概要】

ヨーグルトを主原料とした冷菓。アイスクリームに比べ低脂肪・低カロリー。さまざまなフレーバーの商品が提供されており、フルーツやチョコレートなど各種トッピングと合わせて食す。

【主な用途】

直接消費用
(そのまま食す)



アイスクリーム

【概要】

乳製品等の原料を混合し、凍結させたもの。

【主な用途】

直接消費用(そのまま食す)



無糖ココア調製品

【概要】

カカオ豆を摩砕したもの(カカオマス)に、粉乳を加えて混合した粉状の調製品。

【主な用途】

チョコレート用

【国産原料】

無糖ココア
調製品

+

全脂粉乳
脱脂粉乳
等



日豪EPA交渉における砂糖分野の合意内容

- ・一般粗糖、精製糖：将来の見直し
- ・高糖度粗糖：精製糖製造用について一般粗糖と同様に無税とし、調整金水準は糖度に応じた水準に設定

現 行				日豪EPA			
糖度	糖種	関税(円/kg)	調整金(円/kg)	糖度	糖種	関税(円/kg)	調整金(円/kg)
99.5度	精製糖	21.5	+ 50.3	99.5度	精製糖	21.5	+ 50.3
	高糖度粗糖 (ハイポール)	21.5	+ 36.9	99.3度	高糖度粗糖 (ハイポール)	無税	+ 36.1(※)
98.5度	一般粗糖	無税	+ 35.2	98.5度	一般粗糖	無税	+ 35.2

(調整金単価は08年～10年の平均)

(※)現時点での数値であり、今後、歩留りに応じて精査

【豪州産粗糖の糖度の引上げの影響】

沖縄県、鹿児島県、北海道の国内産糖の生産には影響しない

輸入粗糖：引き続き需給調整を実施
(一定数量を超える輸入には2次調整金(24.6円/kg)を附加)

現行 (24砂糖年度) 供給量：200万トン	国内産糖 68万t	豪州産 一般粗糖 46万t	タイ産等 一般粗糖 86万t
措置後	国内産糖 68万t	豪州産 高糖度粗糖 (糖度99.3度未満)	タイ産等 一般粗糖

豪州産がタイ産等を代替して輸入が拡大(想定)

(参考)粗糖輸入国別シェア(24砂糖年度)タイ51%、豪州35%、フィリピン7%、その他7%

国内精製糖企業にとっては、精製効率の向上等のメリットも

- ・海外では高糖度粗糖の流通が一般的
- ・精製糖製造用に確実に仕向けられるよう工場指定等を措置



高糖度粗糖
(糖度99.3度未満)

一般粗糖
(糖度98.5度未満)

日豪EPA交渉における麦分野の合意内容

豪側の要求：小麦・大麦の関税割当（無税）

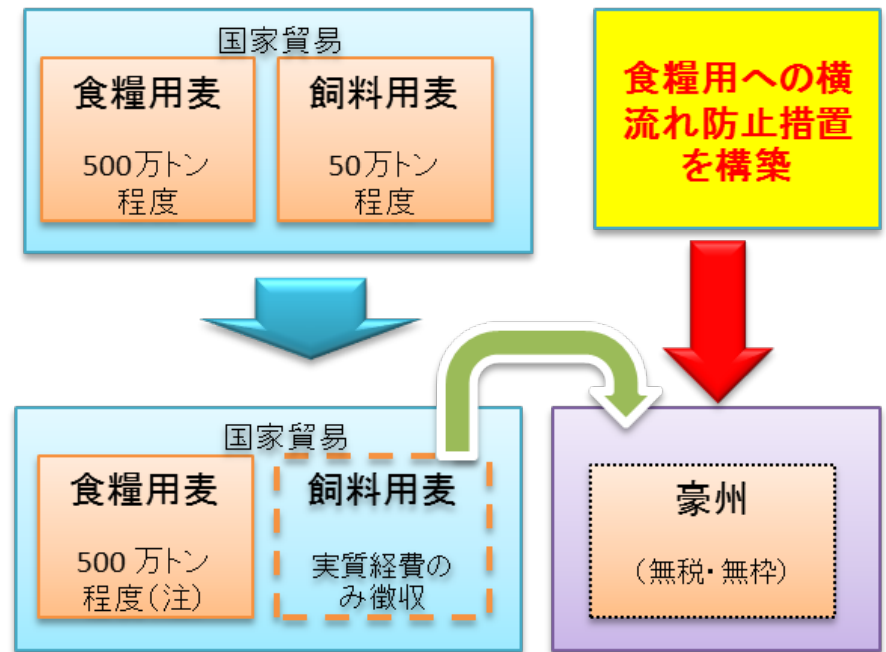
合意内容：飼料用麦の民間貿易化

- 食糧用麦は除外
- 食糧用麦への横流れを防止するため、民間貿易化に当たっては横流れ防止措置を構築

【影響等】

- 麦の国内生産及び飼料用麦の需給に影響しない（飼料用麦は国内生産がない）
- 国内産麦の振興財源・支援水準に影響しない（飼料用麦は現行でも国家貿易制度（全量SBS）の下で政府管理経費のみ徴収し、国内産麦の振興経費を徴収せず）
- 飼料用麦の実需者団体は従来より民間貿易化を要望

○飼料用小麦の民貿化イメージ



(注)飼料用麦の民貿化に加え、豪州産食糧用小麦のうち、国内産小麦と競合しない2銘柄につき、SBS方式による船舶での輸入を可能とする。